

販売条件 - 買主としての MT

本販売条件（以下「本条件」）は、_____（以下「売主」）が **Momentive Performance Materials Quartz, Inc. d/b/a Momentive Technologies**（以下「Momentive」または「買主」）に製品（以下「製品」）を販売する場合に適用されます。買主および売主は、総称して「両当事者」と呼び、それぞれを個別に「当事者」とします。

1. 適用条件

- 1.1 売主から買主への販売は、書面による注文書、電子的手段、電話またはその他の方法により開始されるか否かを問わず、以下の事項に従うものとします。(i) 買主と売主の間で正式な契約（「販売契約」）が成立しており、当該販売に適用される場合、販売契約の中で本販売条件（「条件」）と矛盾する条項が適用され、本条件はそれ以外の場合にも適用されます。ならびに(ii) 販売契約が成立していない場合、本条件、および売主が受け入れた買主の注文で指定された製品の説明と数量に基づいて、買主と売主の間で完全な契約が作成されます。
- 1.2 本条件は、買主および売主の書面による合意によってのみ変更することができます。売主は、買主に製品を販売することにより、本条件への同意を確認し、売主が買主に別の契約書や条件、本条件の変更を送付し、買主が書面で同意しない場合であっても、本条件が適用されることに同意するものとします。国際物品売買契約に関する国連条約は、製品の販売には適用されません。

2. 価格・税金

- 2.1 製品の価格は、その時点で有効な販売契約がある場合は、それに基づいて決定されます。販売契約がない場合、価格は注文時に有効となる売主の定価によって決定されます。本製品の価格には、税金、関税、保管、取扱、包装、およびその他の売主の費用と料金が含まれます。価格は値上げの対象とはなりません。
- 2.2 買主は、買主が記載内容が正しい請求書を受領してから 90 日以内、もしくは最初のバッチ処理日から 120 日を超えない期間で、書面で合意したその他の期間内に請求額を支払うものとします。
- 2.3 売主は、売主の請求書に別途記載される適用売上税、VAT/GST または類似の税金を除き、すべての税金、賦課金、料金および課徴金について責任を負い、支払うものとします。価格には、買主が有効な免除証明書またはその他の免除の証拠を提出している税金、賦課金、料金および課徴金は含まれないものとします。注文書に含まれる税金が買主による支払が不要となった場合、売主はその旨を買主に通知し、買主に速やかに払い戻すものとします。

3. 数量・見通し

- 3.1 買主が購入する数量は、注文書に記載されているとおりとし、最低購入数は設定されません。製品の所有権は、(i) 買主による支払い、または (ii) 注文書に記載された引渡条件に基づく買主による製品の受領、のいずれか早い時点で買主に移るものとします。前払いまたは分割払いの場合、売主は製品が買主の所有物であることを合理的に示すか、その他の方法で表示するものとします。
- 3.2 注引量またはプログラム期間の見積もりまたは見通しは、売主への通知の有無にかかわらず、買主のみの裁量によって随時変更される可能性があり、買主を拘束するものではありません。買主は、注文に別段の記載がない限り、製品に対する買主の要求に関して、売主に対していかなる種類の保証または約束もしないものとします。買主は、売主が実際に確定する前、または確定したとみなす前に、いかなる費用や責任を負うことなく、注文書を撤回する権利を有するものとします。
- 3.3 数量が明記されない「一括」注文またはこれに類似する注文については、売主は買主が予定したとおりに製品を引き渡すものとします。

- 3.4 売主は、買主からの依頼を受けてから 14 日以内に、買主に見積書を送付するものとします。買主に提出された見積書の有効期間は、90 日以上とします。かかる見積書には、少なくとも以下の情報を含めるものとします。(I) 製品、(ii) 見積書の有効期間（90 日以上）、(iii) 割引を含む価格の内訳、(iv) 適用される仕様、(v) 製品に関する決定を行うために合理的な判断から買主に必要とされるその他の情報。
- 3.5 売主は、買主からの受注後 5 日以内に、各購入注文について確定するものとします。買主が売主から注文の確定または拒否を 5 日以内に受領しなかった場合、その注文は売主によって確定されたものとみなされます。

4. 配送・梱包

- 4.1 注文に基づく配送では、時間が最重要となります。
- 4.2 注文書に別段の記載がない限り、製品はいずれもインコタームズ 2020 FCA に基づいて、買主が指定した場所に配送されるものとします。買主が輸送費を負担する場合、売主は買主による輸送経路等の指示に従うものとします。かかる指示には、物流業者の選択も含まれます。
- 4.3 売主は、製品納品前であればいつでも、買主から合理的に要求される注文の変更を行うものとします。要求された変更を行うため、合意された期日または注文製品の価格に影響が生じる場合、売主は当該の変更を行う前に、直ちに買主に対し書面でその旨を知らせるものとします。売主が買主に当該変更について通知しなかった場合、当該変更の実施によって生じた支払義務は買主から免除されるものとします。当該変更の請求後、合理的な期間までに変更をすべて行うものとします。
- 4.4 売主は、箱詰め、クレーン梱包、包装等の費用を負担するものとします。売主は、自費で買主が指定するラベルを準備するものとします。売主は、不適切な箱詰め、クレーン梱包または包装によって生じた製品への損害に対する責任を負うものとします。売主は、自らの行為、不作為、または本契約書第 14 条に基づく不可抗力の請求によって、合意された納期に間に合わせるために迅速な出荷方法を用いなければならない場合、追加運賃をすべて支払うものとします。
- 4.5 売主は、理由の如何を問わず、注文に基づく配送を終了させる権利、または配送しない権利はいつでも有しないものとします。売主が買主の生産能力を混乱させる方法または混乱させる恐れのある方法で行動を起こした場合、ないしは行動を起こさなかった場合（ラインの停止、生産の中断、出荷の遅延などの措置を含みますがこれに限定されません）、売主は、買主が本契約第 15 条での救済措置を求める権利を有することを認め、同意するものとします。

5. 支払条件

- 5.1 買主は、買主が記載内容が正しい請求書を受領してから 90 日以内、もしくは最初のバッチ処理日から 120 日を超えない期間で、書面で合意したその他の期間内に請求額を支払うものとします。

6. 注文の変更

- 6.1 買主が、図面、設計、仕様などのいずれかの注文項目に変更を要求する場合は、両当事者が、注文内容の変更または修正の形で、公正な調整が得られるように交渉するものとします。売主は、買主の事前の書面による同意なく、いかなる変更も行わないものとします。売主による調整の請求は、書面で行われるものとし、当該の通知が売主から 30 日以内に買主が受領しない限り認められないものとします。本条項のいかなる規定も、請求が保留中にある場合を含めて、変更された注文の履行から売主を免責するものではありません。

7. 品質・監査

- 7.1 売主は、買主の書面による事前承認なく、製品の設計、工程または手順に変更を加えることはできません。

7.2 売主は、その製品およびサービスのために、承認された適切な品質保証システムを維持するものとし、買主またはその指定代理人は、買主の要件と本契約の遵守について確認するために、合理的な通知をした上で、売主の製造施設に立ち入り、帳簿および記録を確認することによる検査または監査を行うことができるものとし、

8. 限定保証

売主は、以下について保証し、表明するものとし、(a) 製品はいずれも、次のとおりとします。(i) 買主から提供された仕様、規格、図面、サンプル、説明書および改訂版に適合している、(ii) 商品性があり、設計、材料、製造上の欠陥がない、(iii) 買主が意図した目的に適合している、(iv) 先取特権、請求権および抵当権がいずれもない、(v) 新しい材料を用いて完全に製造され、潜在的な欠陥がない、(vi) ウイルス、無効化コードおよびオープンソースソフトウェアが含まれていない、(vii) 真正品、新品および未使用品である、ならびに (b) 作業の全過程が専門的な方法によって最高の業界標準に準拠して実行されている。

9. 補償

9.1 売主は、以下の注文に関連する損失、責任、損害、クレーム、訴訟、法的措置、手続き、代位、費用、および裁判費用や弁護士費用などの経費について、買主を擁護、補償し、損害を与えないものとし、(a) 人に対する死亡や傷害、または財産の損害、(b) 買主の合理的な判断で必要とされるリコールキャンペーン、(c) 偽造部品（法的権利または権限なくコピーまたは代用された部品など）、(d) 買主の機械または設備を買主が使用し、当該クレームについて売主が単独で責任を負う場合、(e) 直接的または寄与的な知的財産権への実際の侵害または申し立てられた侵害、(f) 下請け業者による実行、ならびに (g) 法律の違反。

9.2 売主が買主に販売した形態の製品が、当該販売が行われた司法管轄区において他者の特許またはその他の知的財産権を侵害しているとのクレームがある場合、(i) 売主は当該クレームから買主を擁護し、その結果最終的に買主が受けた全損害を賠償し、その全費用を支払うものとし、また、(ii) かかるクレームの対象となる製品が他者の特許またはその他の知的財産権を侵害していると判断された場合、売主は、自らの選択と費用により、買主に対して当該製品の使用を継続する権利を取得するか、または買主からの製品の返品を受け入れ、その購入価格を払い戻すものとし、

9.3 売主は、通知を受領した時点で、売主が補償しなければならないクレーム、訴訟、法的措置、または手続きを弁護する責任を負うものとし、ただし、買主は、あらゆる補償事項の弁護および解決において自らの弁護士を代理として立て、参加する権利を有するものとし、売主の補償義務は、売主の保証義務とは無関係とします。売主は、買主の書面による事前承認を得ずに、そのようなクレーム、訴訟、法的措置、または手続きを解決またはその他の方法で処理することはできません。

10. 保険

10.1 売主は、注文および売主の業務に関連して発生する可能性のある損失、責任および補償のいずれに対しても、業界のベストプラクティスに準拠した、信頼性のある保険会社が販売する適切な保険を採用し、維持するものとし、買主は、注文に適用される保険の追加要件を指定することができます。かかる保険は、注文に基づく売主の責任を制限しないものとし、買主の要求があれば、売主は補償を証明する保険証書の写しを買主に渡します。

11. 知的財産

11.1 「知的財産」とは、特許、商標、企業秘密、著作権、デザイン、イラスト、図面、計算、ノウハウ、またはその他の所有権とします。

- 11.2 注文に関連する知的財産の権利、権原、利益はいずれも、買主が保持します。買主の知的財産のライセンスは、売主が買主のみの利益のために注文に基づく義務を履行することを目的として、限定的な権利のためにのみ売主に付与されます。図面および技術情報は秘密裏に発行されるものとし、いずれの当事者とも、相手方の事前の書面による同意なく、当該情報を開示、複製、普及、または使用することはできません。
- 11.3 売主は、本注文よりも以前に得られている知的財産を保持します。ライセンスのサプライヤーは、買主に対し、その知的財産に基づき、製品の使用、販売、修理、再構成を行い、著作権のある著作物製品および成果物の二次的著作物を複製、頒布、作成することを目的とする、世界的、非独占的、ロイヤルティフリー、取消不能、永久的なライセンスを付与するものとします。
- 11.4 本契約により、売主は買主に対し、注文に応じて買主のために製造された全製品の知的財産に関する権利、権原、および利益をすべて譲渡します。売主は、**第 11 条 3 項**に準じて、買主が所有する知的財産（あらゆる発明を含む）を速やかに開示し、買主の所有権の完全性を確保するために要する書類を作成するものとします。

12. 契約終了

- 12.1 買主は、本契約に規定されているその他の解約権を損なうことなく、自己都合のみで注文またはその一部を解約する権利を有します。加えて、
- 12.2 本契約、注文、またはその一部は、以下の条件に基づいて、書面による通知をもっていつでも直ちに終了することができるものとします。
- (a) 売主が注文に関するいずれかの規定を履行しない場合、これには、引渡しの遅延または注文の完了に向けた売主の合理的な進捗の不履行などを含む、ならびに、そのような債務不履行が 7 日以内に解決しない場合、もしくは
 - (b) いずれかの当事者が、本契約の重大な違反を犯し、当該違反が書面による通知後 30 営業日以内に解決されない場合、または当該違反が 30 営業日以内に合理的に是正されない場合、または当該違反を犯した当事者が不履行を是正するために継続的な誠意ある努力を始めていない場合、相手側当事者による（契約終了）、もしくは
 - (c) いずれかの当事者が、事業活動を停止し、債権者の利益のために一般的な譲渡を行い、または支払不能もしくは自発的な破産または管財手続きの対象となった場合、または破産または管財手続きが当該当事者に対して開始され、30 日以内に解除されなかった場合、相手側当事者による（契約終了）。

- 12.3 解約通知を受領した場合、売主は直ちに製造業務をすべて中止し、そのサプライヤーおよび下請業者がすべて当該業務を中止するようにするものとします。売主は、経営・管理サービスの追加費用など、製品の価格を超える費用を負担し、買主に支払うものとします。
- 12.4 解約の場合、売主は買主が利害関係を有する場合に自己の所有物を保護し保全するものとします。買主は、終了した注文のために売主に支払われた全額の払い戻しを受ける権利を有します。

13. 供給

- 13.1 売主は、以前に買主に提供した供給品および製品の加工材料の組成または構造設計に変更を加えた場合、注文を受ける前に書面で買主に通知するものとします。かかる変更は、買主の書面による事前承認なしには認められないものとします。
- 13.2 注文が終了または満了する場合、売主は、買主に本製品の生産を第三者に移行する機会を与え、買主の施設または買主の顧客の施設での生産の中断を避けることを目的として、いかなる場合でも 1 年以上の妥当な期間、注文条件（価格等）に従って当該製品の提供を継続する義務を全面的に負うものとします。売主は、買主の製品の製造工程に関する情報や文書（現地調査、部品表ダ

ータ、金型や工程の詳細、製品や部品のサンプルなど)を提供することを含め、かかる供給移行に合理的に協力する義務を有します。

14. 売主が管理できない事象

- 14.1 いずれの当事者も、自己の管理が及ばない、自己の過失のない自然的、市民的、または政治的な原因による履行の遅延または不履行（以下「不可抗力」）については、不履行とはみなされません。
- 14.2 以下の事項は、売主の不可抗力を構成するものとはなりません。(a) 売主がより有利な価格で製品を販売できない場合、(b) 売主の生産コストの増加、(c) 売主の供給中断（サプライヤーが売主に供給できない場合を含む）、(d) 売主施設での労働争議またはストライキ、または (e) 疫病。
- 14.3 不可抗力事象の影響を受けた当事者は、速やかに相手側当事者に書面で通知し、当該事象および予測される期間を詳細に説明するものとし、相手側当事者にできるだけ影響を与えることなく当該事象を是正するために最善の努力を払うものとしします。
- 14.4 売主は、注文納期の約束を果たすための迅速な輸送費の売主負担など、流行病の蔓延中に製品の納品に最善の努力を払うものとしします。
- 14.5 買主は、製品の引渡し前に、流行病の発生に起因する理由によって注文をキャンセルすることができます。買主はかかる責任を負うことはできず、売主は流行病に起因する損害賠償や補償を受けることはできないものとしします。

15. 救済措置

- 15.1 買主が利用できる権利および救済は、累積的に行われ、その他の法的または衡平法上の救済手段に加えられるものとしします。買主は、買主またはその関連会社が売主またはその関連会社に支払うべき金額と相殺する権利を有します。
- 15.2 金銭的損害賠償は、実際の注文違反、予期される注文違反、またはその恐れがある注文違反に対する救済策が十分に取られていない場合があります。買主は、買主が持つその他のあらゆる権利および救済策に加えて、救済策として特定履行および差し止めによる衡平法上の救済を受ける権利を有するものとしします。
- 15.3 買主は、不適合な製品を拒否し、売主へ支払いすることなく拒否された製品を返却できるものとしします。売主は、買主が書面で修理を許可しない限り、不適合製品を修理することはできません。売主は、売主の違反または不適合製品によって引き起こされた損害、または必要とされる全損害に対して、買主に賠償するものとしします。
- 15.4 売主が買主による注文の違反を申し立てた場合、売主はその申し立てが解決されるまで継続的に履行するものとしします。
- 15.5 注文の一部が契約上無効または履行不能となる場合において、残注分は契約上有効であり、履行可能となります。

16. 機密情報

- 16.1 「秘密情報」とは、仕様書、サンプル、パターン、設計、計画、図面、文書、データ、事業運営、顧客リスト、価格設定、割引またはリベート、本条件とそれに付随する取引に関連する情報など（これらに限定されない）、あらゆる非公開情報、秘密情報、または専有情報（書面、口頭、電子またはその他の手段で伝達されたかどうか、および直接または間接的に伝達されたかどうかを問わない）を指します。また、秘密情報には、その性質上、受け取った当事者のみが知ることを意図しており、「機密」または「専有」と表示されているか否かにかかわらず、またはその他の方法で機密とされている情報、ならびに当事者が当該事項に関して機密関係にある者との間での商取引および財務上の取り決めに関するあらゆる情報が含まれます。

- 16.2 いずれの当事者とも、本条件が適用される取引に関して、直接または間接を問わず、相手方当事者または相手方当事者が受領または取得する可能性のある製品の営業または事業の方法に関連しているか否か、または、公表、連絡または回覧を行うか否かに関係なく、その関連事業体、所有者、管理者および従業員を含め、開示当事者の事前の書面による同意なくして、本条件に基づく義務の適切な履行以外の目的のために、営業秘密またはその他の秘密情報を使用すること、ならびに第三者に使用または開示することが禁じられます。この義務は、当該製品に関する履行後から5年間有効となります。買主は、売主の要求に応じて、売主から受領した文書およびその他の資料をすべて、速やかに返却するものとします。売主は、本条項の違反に対して、差止め命令による救済を受けることができるものとします。
- 16.3 開示側当事者は、本購入条件に基づいて開示された機密情報の誤りまたは不作為、あるいは受領側当事者がそれに依拠して行った決定について、いかなる責任も負わないものとします。製品に関連して、開示された秘密情報の正確性または完全性については、（明示的、黙示的または法定の保証を問わず）いかなる種類の保証も行われません。
- 16.4 本条項は、以下の買主が文書化できる情報には適用されません。(i) パブリックドメイン、(ii) 開示時に買主が認知していた情報、または (iii) 買主が第三者から非機密情報として正当に入手した情報。
- 16.5 売主は、買主の従業員、派遣社員、請負業者、コンサルタント、顧客、またはサプライヤーなど、識別された個人または識別可能な個人の関連情報（「個人データ」）を受け取り、またはそれにアクセスすることができます。個人データは、どのような形態であっても、きわめて繊細な性質のものとなるため、売主はかかる情報を厳密に秘密保持し、(a) 買主から明示的に許可された範囲内で、注文に基づく売主の業務の限定された目的のみに使用し、(b) 適用法規にすべて準じるものとします。
- 16.6 売主は、機密情報および個人データの不正使用、アクセス、処理、破壊、紛失、改ざん、または開示から保護し、防止するために設計された、管理的、物理的、および技術的な保護手段などの情報およびサイバーセキュリティプログラム（「セキュリティ」）を運用し、維持するものとします。買主の要求があった場合、売主は、セキュリティ証明を提供し、注文に含まれる処理業務の監査用に処理設備に関する情報を提出するものとします。かかる監査は、必要な専門的資格と守秘義務を有する買主またはその認定代理人によって行われるものとします。
- 16.7 売主は、売主のセキュリティに対して認識される潜在的な違反または実際の違反（「違反」）があった場合、直ちに買主に通知したうえで、違反の全容、影響、緩和努力等をすべて示した情報を提供するものとします。その後、売主は速やかに (a) 違反行為の調査/修復、影響の緩和を行い、(b) 当該違反行為が再発しないことを買主が合理的に満足する形で保証するものとします。買主が、自らの裁量で通知またはその他の救済措置が必要であると判断した場合、売主は、買主の要求に応じて、売主が単独で負担する費用および経費によってかかる救済措置を実施し、または買主がそのような救済措置を講じるものとします。
- 16.8 売主は、公示または広告などを含む買主の商標または商号の注文または使用に関して、いかなる開示も行うことはできません。
- 17. 譲渡**
- 17.1 買主が有する権利の譲渡または義務の委任は、かかる譲渡または委任が書面によるものであり、売主がかかる譲渡または委任を事前に書面で承認しない限り有効ではなく、また拘束力を有しないものとします。
- 18. 準拠法**
- 18.1 本契約の条件、その解釈、および本契約に起因または関連して生じる契約上または非契約上の義務は、抵触する法規定にかかわらず、買主（本契約を締結する関連企業、子会社または持株会社）

がその登録事務所を有する国の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとし、本契約の条件に直接的または間接的に起因する紛争は、買主が登録事務所を置く地域の管轄裁判所で独占的に解決されるものとし、

- 18.2 両当事者は、30 日以内に紛争を誠実に解決するものとし、売主は、その期間、買主の指示に従って注文を履行するものとし、両当事者がかかる期間内に紛争を解決できない場合、両当事者は買主が選択した適切な紛争解決手順に従うものとし、両当事者は、（該当する場合）陪審員裁判を受ける権利を明示的に放棄します。

19. 法律の遵守・腐敗防止・輸出管理

- 19.1 売主は、適用される輸出入法をすべて遵守するものとし、売主は、クレームを裏付ける文書を提供することにより、国際取引のコストを最小限に抑えるために買主を支援するものとし、売主は、ライセンスまたは認可、原産地証明書、輸入・輸出用または特恵関税請求用の適切な書類の取得とその代金支払いなど、輸出入規則への遵守に関連する費用をすべて負担するものとし、税額控除、輸出税額控除、貿易税額控除などの控除または払戻額は、買主に帰属します。本条項に基づく売主の義務は、本契約の満了または終了後も存続するものとし、
- 19.2 売主およびそのサプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法、英国、および欧州連合、経済協力開発機構（OECD）、欧州評議会の贈収賄防止規則などを含みますがこれらに限定されない国内および国際的に適用される法規をすべて遵守するものとし、売主は、米国、国連、欧州連合、英国の政府から許可を受けてない国のボイコット活動を支援することを目的として、適用法に基づいて行動しないものとし、買主または買主の関連会社をそのような法律や規制またはその解釈に違反または違反するリスクにさらすような行動を取らないものとし、
- 19.3 売主は、直接または間接的に、政府機関や役人、企業、それらの企業の人員を含む個人や組織に対して、賄賂、キックバック、その他の汚職的な支払いや価値のあるものを要求、受領、または提供しないものとし、
- 19.4 売主およびその関連会社は、常に完全かつ正確な帳簿および記録を保持するものとし、売主が注文に関連して買主に提供する記録および情報はいずれも完全かつ正確でなければなりません。
- 19.5 製品が米国政府の契約下で使用される場合、適用される FAR および/または DFARS のフローダウン義務はすべて適用されるものとし、売主は、買主に追加費用を課すことなく、必須のフローダウン条項を受け入れるものとし、売主は、注文が格付けされている場合、防衛優先的配備システム（DPAS）規則（連邦規則集第 15 章パート 700）を遵守するものとし、売主は、自らまたは売主の代表者が、連邦政府機関による契約の解除、停止、解除の提案、または契約の締結に不適格と宣言されていないことを証明するものとし、
- 19.6 売主は、適用される法律および/または買主の方針がいずれも順守されないことが本契約の重大な違反とみなされることを承認するとともに、買主が本契約を（買主が法律または衡平法で有するその他の救済手段に加えて）終了する権利を与えるものとし、売主は、本条項に基づく売主の義務のいかなる違反であっても、かかる違反から買主を補償、防御し、損害を与えないことに同意します。

20. 一般条項

- 20.1 本販売条件は、履行過程、取引慣行、または過去の著作物や合意をもってしても、それを修飾、説明、補完するものではありません。本販売条件のいずれかの条項の全部または一部が無効であっても、他の条項には影響を与えるものではなく、それぞれの条項は法律で認められる最大限の範囲で施行されるものとし、本販売条件は、本契約の当事者およびその後継者ならびに許可された譲受人の唯一の利益のためのものとし、また、本販売条件のもとで、あるいは本販売条件を理由として、明示的にも黙示的にも、他の個人または団体に、いかなる性質の法的または

衡平法上の権利、利益または救済手段を付与することを意図するものではなく、または付与するものでもありません。

- 20.2 売主およびそのサプライヤーは、買主のサプライヤーの行動規範を遵守するものとし、売主は、買主の要求に応じて、関連情報および遵守に関する証明をすべて提供するものとします。売主およびそのサプライヤーは、買主の環境、健康、および安全（「EHS」）の要件を遵守するものとします。売主が買主の要求に従わない場合、買主は、売主が適切な是正措置を講じるまでの期間、サービスを停止し、売主を買主の所在地から立ち退かせることができます。売主は、かかるサービス停止に関する請求についてすべて責任を負うものとします。
- 20.3 売主およびそのサプライヤーは、製品が作成された場所、買主に引き渡された場所、または買主自身の製品またはその顧客の製品が販売または使用される最終的な場所にかかわらず、適用される製品管理要件をすべて遵守するものとします。「製品管理要件」には、以下に関する法律、規制、業界標準、および買主または買主の顧客の要求が含まれます。(a) 化学物質・材料の組成、表示、リサイクル、回収・生産終了、廃棄 (b) 安全性、エネルギー効率、リサイクル性を考慮した製品設計、または同様のライフサイクル要件、ならびに (c) 製品の梱包および輸送。
- 20.4 売主は、売主の費用で、以下を行うものとします。(a) 本製品に含まれる化学物質名、材料名、数量を特定すること、(b) 製品の安全な使用を可能にするための化学的および物質的組成および情報を示すこと、(c) 買主から要求される材料申告書または同様の情報を記入すること、(d) 製品の化学物質または材料組成に関して規制当局に必要な登録を完了すること、(e) 製品の納入が禁止されている場合に供給の継続性を確保するための代替手段を提案すること、(f) 買主が定める国際基準またはその他の基準に従い売主の環境への影響を評価する上で買主に協力すること、ならびに (g) 製品が製品管理要件に準拠しているという証拠を買主に示すこと。

21. 権利放棄

- 21.1 いずれか一方の当事者による本契約の条項の権利放棄は、他方の当事者が署名した書面による明示的な定めがない限り、効力を生じないものとします。本契約条件から生じる権利、救済、権限または特権を行使しないこと、または行使が遅れることは、本条件の放棄とはみなされません。本契約に基づく権利、救済、権限、特権の単独または部分的な行使は、その他のもしくはそれ以上の行使、その他の権利、救済手段、権限または特権の行使を妨げるものではありません。

22. 通知

- 22.1 本契約に基づくすべての通知、要請、同意、請求、要求、権利放棄、およびその他の通信（以下、それぞれを「通知」といいます）は、いずれも書面によるものとし、注文に記載された住所の両当事者に宛てに行うか、もしくは受領側当事者が書面で指定するその他の住所宛てに行うものとします。買主への通知には、以下の事項が含まれるものとします。Momentive Performance Materials Quartz, Inc. d/b/a Momentive Technologies, 22557 West Lunn Rd. Strongsville, Ohio 44149, 法務部宛て。通知はいずれも、直接配達、国内で承認されている翌日配達便（いずれも料金は前払い）、ファクシミリ（送信確認付き）、または配達証明付き郵便もしくは書留郵便（いずれの場合も、受領証の返送を要求し、郵便料金は前払い）で行うものとします。本契約に別段の定めがある場合を除き、通知は、(a) 受領当事者が受領した時点、ならびに、(b) 通知を発した当事者が本項の要件を遵守した場合に限り有効となります。

23. 雑則

- 23.1 本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な理解を構成するものであり、両当事者間の書面または口頭を問わず、その他の合意に取って代わるものです。
- 23.2 本契約の改正は、両当事者が署名した書面によってのみ行うことができます。
- 23.3 買主は、本条件を更新することができます。更新された条件は、更新の発効日以降に生じたすべての注文に適用されるものとします。

- 23.4 売主は、買主に対する紛争またはクレームを、集団訴訟または代表訴訟ではなく、売主の個人的な立場でのみ提起することができます。
- 23.5 本契約には、(i) 両当事者間にパートナーシップを構築する、(ii) いずれかの当事者を他方の代理人として設定する、もしくは (iii) いずれかの当事者に他方の当事者を確約または入札する権利を与えるものは含まれません。
- 23.6 支払条件、知的財産権、機密性、免責条項、補償、責任、その他の条項、およびその性質上、契約の満了または終了後も存続することが意図されているその他の条項については、契約の満了または終了後も存続するものとします。
- 23.7 売主は、書面による合意がない限り、注文に基づく権利または義務を譲渡、下請、またはその他の方法で移譲しないものとします。売主は、承認された下請業者すべてに本条件を課し、かかる下請業者の履行、作為、不作為に対して責任を負うものとします。
- 23.8 売主は、注文または買主の商標、商号の使用、または買主を売主の顧客として記載することに関して、公表、広告など、いかなる手段による発表を行わないものとします。
- 23.9 見出しは、便宜上のものとなります。本条件で使用される「など、を含む」という用語は、「以上を含むが、それらに限定されない」という意味で使用されています。